

【2022年7月1日以前にご契約のお客さま】電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p data-bbox="510 563 734 603"><u>電気需給約款</u></p> <p data-bbox="488 951 757 991"><u>2023年4月</u>1日</p> <p data-bbox="327 1046 918 1086">(2023年5月分の電気料金より適用)</p> <p data-bbox="472 1169 772 1201">株式会社イーネットワーク</p>	<p data-bbox="1503 563 1727 603"><u>電気需給約款</u></p> <p data-bbox="1480 951 1749 991"><u>2022年4月</u>1日</p> <p data-bbox="1373 1046 1852 1086"><u>(2022年5月)</u>検針分より適用)</p> <p data-bbox="1462 1169 1762 1201">株式会社イーネットワーク</p>

変更後	現行
<p>1 適用</p> <p>3. 当社がお客さまと新規に本契約を締結する場合および既存の本契約の内容を変更する場合、当社が、電気事業法第2条の13第1項に定める供給条件の説明（以下「供給条件の説明」といいます。）、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前の書面交付（以下「契約締結前の書面交付」といいます。）、本約款の交付および電気事業法第2条の14第1項に定める契約締結後の書面交付（以下「契約締結後の書面交付」といいます。）を以下の方法により行うことについて、あらかじめお客さまに承諾していただきます。</p> <p>（1）供給条件の説明、契約締結前の書面交付および本約款の交付を行う場合、書面の交付、インターネット上での開示（ファイルへの記録の方式はPDFファイル形式になります。以下インターネット上での開示および電子メールの送信について同じ。）または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法により行い、変更に際しては、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>2 電気需給約款の変更</p> <p>1. 一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を</p>	<p>1 適用</p> <p>3. 当社がお客さまと新規に本契約を締結する場合および既存の本契約の内容を変更する場合、当社が、電気事業法第2条の13第1項に定める供給条件の説明（以下「供給条件の説明」といいます。）、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前の書面交付（以下「契約締結前の書面交付」といいます。）、本約款の交付および電気事業法第2条の14第1項に定める契約締結後の書面交付（以下「契約締結後の書面交付」といいます。）を以下の方法により行うことについて、あらかじめお客さまに承諾していただきます。</p> <p>（1）供給条件の説明、契約締結前の書面交付および本約款の交付を行う場合、書面の交付、インターネット上での開示（ファイルへの記録の方式はAcrobatReader 8.0以上。以下インターネット上での開示及び電子メールの送信について同じ。）または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法により行い、変更に際しては、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>2 電気需給約款の変更</p> <p>1. 一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、</p>

【2022年7月1日以前にご契約のお客さま】電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ<u>その効力発生時期を定め、かつ効力発生時期までに相当な予告期間をおいて、本約款を変更する旨</u>、変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社 Web サイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。ただし、当社による料金単価の変更は、エラー！参照元が見つかりません。<u>.（料金単価の変更）</u>に定めるところによります。</p>	<p>当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社 Web サイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。ただし、当社による料金単価の変更は、エラー！参照元が見つかりません。（料金単価の変更）に定めるところによります。</p>
<p>3 用語の定義</p> <p>15. 昼間時間</p> <p>毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間ならびに<u>休日時間</u>に該当する時間を除きます。</p> <p>18. 休日時間</p> <p>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日、1 月 2 日、1 月 3 日、</p>	<p>3 用語の定義</p> <p>15. 昼間時間</p> <p>毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日に該当する時間を除きます。</p> <p>18. 休日時間</p> <p>日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日、1 月 2 日、1 月 3 日、</p>

【2022年7月1日以前にご契約のお客さま】電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p>4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の午前0時から午後12時までの時間をいいます。<u>ただし、東北電力ネットワーク株式会社供給区域については、12月29日および1月4日も、北陸電力送配電株式会社供給区域、中国電力ネットワーク株式会社供給区域については、1月4日も休日とします。</u></p>	<p>4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の午前0時から午後12時までの時間をいいます。ただし、東北電力ネットワーク株式会社エリ子、北陸電力送配電株式会社エリ子、中国電力ネットワーク株式会社エリ子については、1月4日も休日とします。</p>
<p>20. 燃料費等調整額</p> <p>燃料費および卸電力取引所におけるスポット市場価格の変動を電気料金に<u>適切に</u>反映させるため、別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。</p>	<p>20. 燃料費調整額・燃料費等調整額（離島ユニバーサルサービス調整額を含む場合）</p> <p>燃料費の変動を電気料金に反映させるため<u>の制度に基づいて</u>別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。</p>
<p>21. 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>「再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。</p>	<p>21. 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>「<u>電気事業者による</u>再生可能エネルギー電気の<u>調達</u>に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。</p>
<p><u>30. 託送料金相当額</u></p> <p><u>お客さまへの電気の供給に必要な一般送配電事業者が託送約款等で定める接続送電サービス料金（以下「託送料金」といいます。）に相当する金額をいいます。託送料金には、一般送配電事業者の送配電に係る人件費、設備修繕費、減価償却費、固定資産税のほか、法令で定められた賠償負担金、廃炉円滑化負担金、および電源開発促進税等が含まれます。</u></p>	<p>(追加)</p>

変更後	現行
<p><u>当社がお客さまにお支払いいただいている料金にはこの託送料金相当額が含まれます。当社がお客さまに適用される接続送電サービスの種別は一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによります。なお、お客さまに適用される接続送電サービスの種別は一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによります。</u></p> <p>7 常時供給電力</p> <p>2. 料金</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット以上の場合、または特別高圧で供給する場合 <u>(以下「協議制のお客さま」といいます。)</u></p> <p>基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力と <u>常時供給電力</u> 基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>基本料金 = 契約電力 × 常時供給電力基本料金単価 × (185% - 力率)</p> <p>電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその <u>時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額</u> から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>7 常時供給電力</p> <p>2. 料金</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット以上の場合、または特別高圧で供給する場合 <u>(以下「協議制のお客さま」といいます。)</u></p> <p>基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力と <u>その</u> 基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>基本料金 = 契約電力 × 常時供給電力基本料金単価 × (185% - 力率)</p> <p>電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその <u>時</u></p> <p><u>間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額から以下の算式により算定される金額とします。</u></p>

変更後	現行
<p>(削除) (削除) 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額 (削除) (削除)</p>	<p>(a) 九州電力送配電株式会社エリア以外 = 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額 (b) 九州電力送配電株式会社エリア 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価 +燃料費調整額+離島ユニバーサルサービス 調整額</p>
<p>8 契約超過金 1. お客さまが常時供給電力の契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、常時供給電力について以下の算式により算定される金額(以下「契約超過金」といいます。)を当社に対して支払うものとします。 契約超過金=(当該月の最大需要電力-当該月の契約電力) ×常時供給電力基本料金単価×(185%-力率)×1.5</p>	<p>8 契約超過金 1. お客さまが常時供給電力の契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、常時供給電力について以下の算式により算定される金額(以下「契約超過金」といいます。)を当社に対して支払うものとします。 契約超過金=(当該月の最大需要電力-当該月の契約電力) ×基本料金単価×(185%-力率)×1.5</p>
<p>9 電気料金の算定および支払条件 5. 支払い遅延等の際の措置 (2)当社は、支払い遅延その他必要があるときは、前項第1号および第2号にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融</p>	<p>9 電気料金の算定および支払条件 5. 支払い遅延の際の措置 (追加)</p>

変更後	現行
<p><u>機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</u></p>	
<p>13 給電指令の際の措置</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>13 給電指令の際の措置</p> <p>2. 前項各号により、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、本契約に適用される一般送配電事業者からの接続送電サービス料金に力率割引または力率割増を適用した後の金額に、以下の割引をお客さまに対して実施します。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は除きます。</p> <p>(1) 実量制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4%の割引とします。</p> <p>(2) 協議制のお客さま その1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引とします。</p> <p>(3) 前2号における延べ日数および延べ時間数は一般送配電事業者より通知されたものとします。</p>
<p>16 違約金および損害賠償の免責</p>	<p>16 違約金および損害賠償の免責</p>

変更後	現行
<p>2. 損害賠償の免責</p> <p>(3) 第1号の場合のほか、<u>13. (給電指令の際の措置)</u>によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>17 不可抗力</p> <p>1. 以下の各号の事由（<u>日本国外で発生したものを含み</u>、以下「不可抗力」といいます。）が発生したことにより当社による契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p><u>(1) 地震、落雷、暴風雨、洪水、津波等の天災地変が起きた場合</u></p> <p><u>(2) 戦争（宣戦布告の有無を問いません。）、テロ、革命、暴動、内乱、ストライキ、ロックアウト、法令の制定改廃、政府または政府機関の行為、火災、通信障害、システム障害、交通機関の停止、輸送機関の事故、銀行システムの停止、一般送配電事業者の停止、日本卸電力取引所の停止、疫病の流行等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合</u></p> <p>19 料金単価の変更</p>	<p>2. 損害賠償の免責</p> <p>(3) 第1号の場合のほか、13. (給電指令の際の措置)<u>第1項</u>によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または、お客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>17 不可抗力</p> <p>1. 以下の各号の事由（以下「不可抗力」といいます。）が発生したことにより当社による契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(1)地震等の天災地変が起きた場合</p> <p>(2)戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合</p> <p>19 料金単価の変更</p>

変更後	現行
<p>(1) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）<u>を</u>書面でお客さまに通知します。 <u>なお、各一般送配電事業者の託送料金に変更された場合には、当該変更に応じて、当社がお客さまからお支払いいただく託送料金相当額も変更されるため、その分料金は増減されることとなります。</u></p>	<p>(1) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日を以下「新料金単価適用開始日」といいます。を書面でお客さまに通知します。</p>
<p>20 契約期間および中途解約</p> <p>1. 本契約の期間は、電気需給契約書に定める期間といたします。期間満了の3ヶ月前までにお客さまから解約のお申し出がない場合は1年間自動更新とし、以降も同様といたします。なお、本契約期間中であっても、お客さまは3ヶ月前までに<u>当社</u>にその旨を書面で通知（以下「解約通知」といいます。）<u>を</u>することで、通知日から3ヶ月後の日を解約日として本契約を解約（以下「中途解約」といいます。）することができます。お客さまによる中途解約の場合、お客さまは21.<u>（需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約）</u>に定める金額を当社に追加的に支払うものとします。</p> <p>2. <u>当社は、本契約期間中であっても、1ヶ月前までにお客さまに解約通知することで、通知日から1ヶ月後の日を解約日として本契約を中途解約することができます。</u></p> <p>3. <u>本条第1項および第2項</u>にかかわらず、当社の責めとならない理由によりお客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者</p>	<p>20 契約期間および中途解約</p> <p>1. 本契約の期間は、電気需給契約書に定める期間といたします。期間満了の3ヶ月前までにお客さまから解約のお申し出がない場合は1年間自動更新とし、以降も同様といたします。なお、本契約期間中であっても、お客さま<u>および当社</u>は3ヶ月前までに<u>相手方</u>にその旨を書面で通知を以下「解約通知」といいます。をすることで、通知日から3ヶ月後の日を解約日として本契約を解約（以下「中途解約」といいます。）することができます。お客さまによる中途解約の場合、お客さまは21.（需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約）に定める金額を当社に追加的に支払うものとします。</p> <p>2. <u>前項</u></p> <p>にかかわらず、当社の責めとならない理由によりお客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者が</p>

変更後	現行
<p>ができない場合、本契約は、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。</p>	<p>い場合、本契約は、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。</p>
<p>21 需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約</p> <p>1. <u>20. (契約期間および中途解約)</u> 第1項なお書きにしたがってお客さまが本契約の解約を希望する場合、本契約締結日以降、需給開始日（本契約が更新された場合は更新日をいい、本条において以下同様とします。）または契約電力の増加日から1年未満の解約を希望する場合には、需給開始日または契約電力の増加日から解約日までの期間（以下本項において「対象期間」といいます。）<u>に</u>関し、お客さまは、以下により基本料金相当分および電力量料金相当分として算出された金額を当社に追加的に支払うものとします。また、当社は電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。</p> <p>(1) 基本料金相当分</p> <p>次の①および②の合計した金額といたします。</p> <p>① 解約日の直前の契約電力につき臨時電力料金単価（<u>基本料金単価</u>）を適用して算定した基本料金と、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金との差額</p> <p>② 解約日の直前の契約電力につき、<u>一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める契約種別毎の基本料金単価（一般送配電事業者が</u></p>	<p>21 需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約</p> <p>1. 20. (契約期間および中途解約) 第1項なお書きにしたがってお客さまが本契約の解約を希望する場合、本契約締結日以降、需給開始日（本契約が更新された場合は更新日をいい、本条において以下同様とします。）または契約電力の増加日から1年未満の解約を希望する場合には、需給開始日または契約電力の増加日から解約日までの期間に以下本項において「対象期間」といいます。に関し、お客さまは、以下により基本料金相当分および電力量料金相当分として算出された金額を当社に追加的に支払うものとします。また、当社は電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。この場合、必要に応じてお客さまに協力していただきます。</p> <p>(1) 基本料金相当分</p> <p>次の①および②の合計した金額といたします。</p> <p>① 解約日の直前の契約電力につき臨時電力料金単価(基本料金単価)を適用して算定した基本料金と、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金との差額</p> <p>② 解約日の直前の契約電力につき、みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者の小売部門）が定める契約種別毎の基本料金単価(業務用</p>

【2022年7月1日以前にご契約のお客さま】電気需給約款（高圧）

2022年12月28日

変更後	現行
<p><u>定める契約種別</u>のうち本契約に該当する基本料金単価を適用して算定した基本料金と、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金との差額に解約日の翌月から電気需給契約書に定める契約満了日を含む月までの契約残存月数を乗じた額。ただし、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金が、<u>一般送配電事業者</u>が定める契約種別毎の基本料金単価を適用して算定した基本料金を上回る場合は本条文は適用しないものといたします。</p> <p>(3) <u>一般送配電事</u>業者が定める契約種別毎の基本料金単価は、解約日の前日に公表されている単価を適用するものとします。なお、解約日が該当月の中途の場合は、<u>9.（電気料金の算定および支払条件）</u>第3項に定める日割計算にしたがって算定します。</p>	<p>季節別時間帯別電力、高圧季節別時間帯別電力、業務用電力および高圧電力のうち本契約に該当する基本料金単価を適用して算定した基本料金と、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金との差額に解約日の翌月から電気需給契約書に定める契約満了日を含む月までの契約残存月数を乗じた額。ただし、解約日の直前の契約電力に基づいてお客さまが当社に実際に支払った基本料金が、<u>みなし小売電気事業者</u>が定める契約種別毎の基本料金単価を適用して算定した基本料金を上回る場合は本条文は適用しないものといたします。</p> <p>(3) <u>みなし小売電気事</u>業者が定める契約種別毎の基本料金単価は、解約日の前日に公表されている単価を適用するものとします。なお、解約日が該当月の中途の場合は、<u>9.（電気料金の算定および支払条件）</u>第3項に定める日割計算にしたがって算定します。</p>

別紙1 燃料費等調整（東京電力パワーグリッド株式会社供給区域）

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における全日（午前0時から翌日午前0時まで）の1キロワット

時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における昼間（毎日午前8時から午後4時まで）の1キロワ

ット時当たりの単純平均スポット市場価格

$\delta 1$ 、 $\delta 2$ = 別表に定める係数

別紙1 燃料費調整（東京電力パワーグリッド株式会社供給区域）

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(1)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

なお、各平均市場価格算定期間における全日の1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および昼間の1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、スポット市場価格として参照する価格は、お客さまの需要場所の属する供給区域を基に卸電力取引所が公表した値を用います。ただし、これによりがたい場合は、基準市場価格等にもとづき、当社が決定した値といたします。

(3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、基準燃料価格および基準市場価格は別表に定めるものとします。
また、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times 2 \text{の基準燃料単価}}{1,000} + (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times 3 \text{の基準市場単価}$$

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期

(追加)

(追加)

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、基準燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(追加)

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{X 円} - \text{平均燃料価格}) \times 2 \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{X 円}) \times 2 \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調

間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。
 なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

~~整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。なお、高圧電力または特別高圧電力で電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては以下の表にいう各月の検針目をその月の翌月の初日として適用します。~~

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 1 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る 計量期間等	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 2 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る 計量期間等	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る 計量期間等	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る 計量期間等	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る 計量期間等	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る 計量期間等	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る 計量期間等	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計 量期間等	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計 量期間等	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間		翌年の 3 月の料金に係る計 量期間等	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日まで の期間	毎年 11 月 21 日から 翌年の 2 月 20 日まで の期間	翌年の 4 月の料金に係る計 量期間等	毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌 年の 2 月 28 日までの期	毎年 12 月 21 日から 翌年の 3 月 20 日まで	翌年の 5 月の料金に係る計 量期間等	毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間(翌	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

<u>間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</u>	<u>期間</u>		<u>年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</u>								
<p>(5) <u>燃料費等調整額</u> <u>燃料費等調整額は、その1月の通告電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。</u></p>			<p>(追加)</p>								
<p>2. <u>基準燃料単価</u> <u>基準燃料単価</u>は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。</p>			<p>2. <u>基準単価</u> 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。</p>								
<p>3 <u>基準市場単価</u> <u>基準市場単価は、平均市場価格が1キロワット時につき1円変動した場合の値とし、別表に定めるものといたします。</u></p>			<p>(追加)</p>								
<p>4. <u>燃料費等調整の変更について</u> <u>経済情勢、当社における電力調達状況等について著しい変動が生じた場合、当社は別紙1および別表の内容を見直すことができます。</u></p>			<p>3. <u>燃料費調整額</u> 燃料費調整額は、その月の常時供給電力の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。 燃料費調整額=使用電力量×燃料費調整単価</p>								
<p>別表：燃料費等調整算出係数等</p>			<p>別表：燃料費調整<u>単価</u>算出係数等</p>								
<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>値</th> </tr> </table>		項目	値		<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>値</th> </tr> </table>		項目	値			
項目	値										
項目	値										
<table border="1"> <tr> <td><u>基準燃料価格</u></td> <td><u>64,900円/k1</u></td> </tr> </table>		<u>基準燃料価格</u>	<u>64,900円/k1</u>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">係数</td> <td>α</td> <td>0. <u>1152</u></td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0. <u>2714</u></td> </tr> </table>		係数	α	0. <u>1152</u>	β	0. <u>2714</u>
<u>基準燃料価格</u>	<u>64,900円/k1</u>										
係数	α	0. <u>1152</u>									
	β	0. <u>2714</u>									
<table border="1"> <tr> <td><u>換算係数</u></td> <td>α <u>(原油)</u></td> <td>0. <u>0033</u></td> </tr> </table>	<u>換算係数</u>	α <u>(原油)</u>	0. <u>0033</u>								
<u>換算係数</u>	α <u>(原油)</u>	0. <u>0033</u>									

	β (LNG)	0. <u>4001</u>
	γ (石炭)	0. <u>6241</u>
基準燃料単価	高圧	<u>0.15 円/kWh</u>
	特別高圧	<u>0.145 円/kWh</u>
基準市場価格		<u>17.44 円/kWh</u>
換算係数	$\delta 1$ (全日)	<u>0.6566</u>
	$\delta 2$ (昼間)	<u>0.3434</u>
基準市場単価	高圧	<u>0.337 円/kWh</u>
	特別高圧	<u>0.328 円/kWh</u>

	γ	0. <u>7386</u>
基準燃料価格	X	31,400 円
基準単価 (1キロワット時につき)	高圧	21 銭 3 厘
	特別高圧	20 銭 6 厘

~~※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。~~

※上記基準燃料単価および基準市場単価は消費税等相当額を含みます。

別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月分の検針日から翌年の 5 月分の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の算定
 - 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に 1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
 - お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客様からの申出の直後の 5 月分の検針日から翌年の 5 月分の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1)にかかわらず、(1)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合と

別紙 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 - に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月分の検針日から翌年の 5 月分の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の算定
 - 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に 1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
 - お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の 5 月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等の終期（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条

して電気事業者による再生可能エネルギー特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。